

工事の総合評価方式（建設系）
ガイドライン等に関する説明会の概要

【令和8年度版】

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部

説明内容のポイント 🍌

【資料-1】 工事の総合評価方式ガイドラインの改定について

1. WTO協定の対象となる工事の基準額の改定
 - WTO協定の対象工事の基準額を 8.1億から9.0億に変更。
2. 賃上げ実施企業に対する加点割合の変更
 - 賃上げ実施企業に対する 加点評価の割合が5%以上から3%以上に変更になったことに伴う配点の見直し。
3. 配置予定技術者へのヒアリングの運用変更
 - 競争参加者・発注者双方の負担の軽減を図ることを目的として、施工能力評価型では配置予定技術者へのヒアリングの実施を行わない等。
4. 段階的選抜方式（WTO）における配置予定技術者の評価項目の変更
 - 段階的選抜方式（WTO）において 配置予定監理技術者の評価項目に同種工事の役職経験を求めません。
5. 週休2日の取組（多様な働き方の実現）の変更
 - 週休2日の取得に要する費用（補正率）計上等を実施いたしません。 また、詳細は資料5にて説明いたします。
6. 工事費内訳書における労務費等の記載の暫定措置の終了
 - 工事内訳書における労務費等の記載について、令和8年4月1日以降の入札手続きを開始する工事より、暫定的な措置はなくなります。
7. 国土交通省直轄工事における総合評価落札方式技術提案評価型S I型の試行
 - 新技術・工法を評価・活用するため、標準仕様に対し軽微な設計変更を伴う技術提案を求める 総合評価落札方式技術提案評価型S I型を試行の導入。
8. ワーク・ライフ・バランスの拡大（令和7年度変更点）
 - 建設業界におけるワーク・ライフ・バランス取り組み企業増加に向け、該当法令に基づく 認定企業の評価対象の拡大。
9. 雇用関係確認書類の変更（令和7年度変更点）
 - 新たな健康保険被保険者証の発行が行われなくなったことに伴い、令和7年12

月2日以降、健康保険被保険者証は、確認書類として認められなくなりました。

10. 工事の総合評価方式における自治体実績評価型の試行（令和7年度変更点）
 - 地域建設業の担い手を確保するため、工事の総合評価における企業・技術者評価にて、国と県の〈施工実績・表彰〉を同等に評価します。

【資料-2】 工事の総合評価落札方式における留意点(ミス事例集)について

1. 不合格の内容は、施工実績なしや保有資格が確認できる資料が未添付など「単純ミス」が殆どであることから、入札説明書をよく読んで資料を作成して頂きたい。
2. 申請書作成者以外の社内の者によるダブルチェック等を徹底して「単純ミス」を防いで頂きたい。
3. 不合格件数及び不合格者数（※）
 - ★発注手続き工事： 93件 ⇒ 不合格のあった工事：23件 比率約 24.7%
 - ★応募者：372者 ⇒ 不合格者数：27者 比率約 7.3%

※令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）開発建設部（港湾・空港及び管轄を除く）の発注手続き工事における不合格比率

【資料-3】 土木工事電子書類スリム化ガイドについて

1. 時間外労働の上限規制が令和6年4月から適用され、「受発注者間で作成書類の役割分担の明確化」はスリム化ガイドの重要なポイントの1つとなっている。
2. 原則全ての工事で工事着手前に「設計審査会」を開催し、役割分担を明確化することとなっている。
3. 工事関係者が共通認識のもと工事書類のスリム化に取り組む必要があり、発注関係者には周知徹底を図るが、受注者においても設計審査会開催を発注者に促すなど、積極的に取り組んで頂きたい。
4. スリム化ガイドを含む各種ガイドラインや働き方改革対応相談窓口を開発建設部 HP に掲載中。
(<https://www.ogb.go.jp/kaiken/koji/007772.html>)
5. 受注者及び関連業団体からの意見を踏まえ Ver2.0 へ更新。

【資料-4】 建設キャリアアップシステム(CCUS)の推進について

1. 現状と課題
 - 登録者は技能者 180 万人超、事業者登録 30 万人超となっており、沖縄県の登録者は人口比では全国一となっています。しかし、カードリーダーが普及せず、現場のカードタッチ数も伸び悩んでいます。さらなる普及には事業者・労働者の理解が急務となっています。

2. CCUSのメリットと展開

- 令和7年12月に全面施行となった「労務費の基準」に適合した労務費・賃金の支払確保。
- 技能労働者が有する資格や現場の就業履歴を登録・蓄積し、その技能と経験に応じた適切な評価と給与の引上げ。
- 若い世代にキャリアパスを示し将来の担い手確保につなげ、インセンティブの提供や事務作業の効率化。
- 「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」による処遇改善への取組。

【資料-5】 土木工事の積算基準等の改定について

1. 令和8年度の主な改定内容は以下のとおりです。

- 建設業における多様な働き方の実現に向けた支援
地域の実情や現場の状況等により、多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指してまいります。なお、これまで実施してきた週休2日の取得に要する費用の計上等による試行は完了とします。また、多様な働き方の一環として、「猛暑対策サポートパッケージ」に基づき、猛暑対策を支援してまいります。
- 現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充
より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化（「現場環境改善費」（率計上）の100%を上限に設計変更）します。
- 快適トイレの費用計上の拡充
最新の調査実態を踏まえ、上限額を見直します。（57,000円/基・月）また、更なる現場環境改善を推進する観点から、上限基数を撤廃します。
- 維持・修繕工事の積算等における留意事項
維持修繕工事における積算等の改善方策について、受発注者アンケート及びヒアリングを踏まえ、「維持・修繕工事の適切な積算の実施等に向けた留意事項」をとりまとめました。

2. その他

- 土木工事標準歩掛、施工パッケージ型積算関係、市場単価の一部廃止、建設機械等損料及び設計業務等標準歩掛の改定
- 工事の諸経費改定、鋼橋製作工改定、導入型ICT活用工事による普及促進、新技術基準類の制定